

お願い & お知らせ & ご案内



施設長 横山 光洋 副施設長 木口 良輔
総務管理課 藤井 健作 施設管理者 横山 光昭

介護保険負担 割合証 & 負担限度額 認定書 提出

【負担割合証】

介護保険サービスを利用時には 介護保険から 9～7 割が給付され
自己負担は 1～3 割となります。

負担割合判定は本人の合計所得額等によって決まり、個人ごとに判定されます。
同一世帯でも負担割合が異なる場合があります。

要介護・要支援認定を受けている第 2 号被保険者（40～64 歳の方）・生活保護
受給者は一律 1 割負担

要介護認定を受けられている方 及び 事業対象者の方、全員に
7 月中旬頃、利用負担割合が記載された**負担割合証**（明石市は黄色・
神戸市はオレンジ色）が郵送されます。受付まで持参・提出ください。

【負担限度額認定証】

施設利用した場合、**低所得者には負担を軽くする制度**があります。
申請により、課税状況等と預貯金等の基準に該当している場合は、居住費等
と食費が負担限度額までの負担となります。

現在対象の方は、有効期限が 7 月 31 日迄。令和 8 年度の有効期間は
令和 8 年 8 月 1 日～令和 9 年 7 月 31 日迄。

更新手続きをされた方は **負担限度額認定証（食事等の減額証明）** が
届きましたら、**負担割合証**とともに、受付まで提出ください。

※令和 8 年 8 月 1 日より介護保険法の一部改正により
介護保険施設等に入所する一部の方の食費・居住費が
変更となります。

